

2019年7月12日

中央最低賃金審議会委員 各位

全国労働組合総連合

議長 小田川 義和



2019年度地域別最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。今年度の地域別最低賃金の改定にかかわる日安のあり方について、全国労働組合総連合（全労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

2019年7月4日に開催された第53回中央最低賃金審議会で、日安を諮問した根本厚生労働大臣は「最低賃金については、平成25年度以降の6年間で、全国加重平均で125円の賃上げを実現することができた」とこれまでの成果に触れ、「関係省庁と連携して、きめ細やかな伴走型の支援に取り組んでいきたい。成長と分配の好循環の全国拡大に向けて、最低賃金の引き上げは非常に重要です」として、6月21日に閣議決定された「骨太方針」を積極的にすすめる方向での審議を求めました。

「経済財政運営と改革の基本方針2019及び成長戦略実行計画」では、「最賃については、この3年間、年率3%程度を目途として引き上げてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」と明記されました。

2019年の日安審議が、以下の課題に関する方向が示されることを切に望みます。

(1) 第1には、地域間格差の実額差の是正に踏み出すことです

2018年度の地域別最低賃金の最高額は東京都の時給985円。最低額は鹿児島県の761円。その差は224円（22.7%）もあります。地域間の実額差は拡大しつづけています。この賃金の地域間格差が、若年労働者の地方からの流出を加速させ、人口減少、高齢化・過疎化、地域経済の疲弊を招く一因になっています。地域間格差に対する問題意識は共有化していることと思います。

厚生労働省は、「最高額に対する最低額の比率は76.93%から77.26%に縮小した」と宣伝しますが、実額差は、221円から224円へ3円拡大しました。比率で0.33%縮小したとしても、最低賃金額が3.1%引き上げになっていることを見れば、厚生労働省の説明は、地域間格差に対する国民の根深い批判をはぐらかすための詭弁にしか思えません。地方の願いは、「実額差の縮小」です。「骨太方針」にある「地域間格差に配慮」した、「率」ではなく「額」での地域間格差を是正した日安が出されることを強く求めます。

さらに、昨年の中最低賃金審議会の日安答申に対して、23の地方最低賃金審議会が上乗せの答申を行いました。内訳は、Bランク：11地方のうち1地方（9%）、Cランク：14地方のうち6地方（42.9%）、Dランクは16地方すべて（100%）で日安を上回る答申が出されました。この地方の答申結果は、国によって低くランク付けされ、差別されている地方が抱えている厚生労働省と中央最低賃金審議会が行った日安答申への抗議の意味をこめた“怒りの反乱”に見えます。特にDランク地方が集中する東北全県、四国全県、福岡を除く九州全県で、日安に上乗せする答申を出した意味を、厚生労働省と中央最低賃金審議会として重く受け止める必要があります。

2019年7月10日現在、日弁連を含む全国27の弁護士会が最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の縮小を求める会長声明や決議を上げています（別紙資料参照）。さらに、全国の自治体のうち、2014年～2019年の5年間に、29都道府県の321の県・市町村から、511件の最低賃金の大幅引上げと地域間格差の縮小

などを求める意見書が採択され、厚生労働省や各労働局に送付されています。意見書を提出した自治体は、東北や四国など、C・Dランクからの意見書採択が多く見られます（別紙資料参照）。最低賃金を低く設定されている地方にとって、地域間格差の拡大が看過できない問題になっている証です。

全労連では、2006年から全国で“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を実施しています。ここ7年間で、北海道（札幌・釧路）、東北各県、埼玉、新潟、静岡、愛知（名古屋、豊橋）、京都、大阪（堺）、広島、山口、四国各県、福岡、長崎、鹿児島で実施し結果を記者会見で公表しました。現在、佐賀と東京での調査に取り組んでいます。この調査は、一般労働者を対象に消費動向やライフスタイルの特徴をつかむための「生活実態」、日常的に使用する家財についての「手持ち財」アンケート調査を実施し、所有率7割を超える品目を「必需品」として積算の対象とし、その消費量と価格は下から3割を「つつましくも生活可能な水準」として計算し算出しています。最低生計費と言っても、ギリギリの生活ではなく、「憲法25条を実現できる金額」を具体化するための調査です。

調査で明らかになったことは二つです。一つは、都市部でも地方でも「最低生計費に地域間格差はない」ことです。もう一つは、25歳単身者が自立して生活する場合、全国どこでも月収22万～24万円（税込額）、現実的な労働時間である月150時間で換算すると時給1500円前後が必要となることです。【詳しくは別添資料をご参照ください】。

「地方は物価が安い」という意見もありますが、総務省「小売物価統計調査（構造編）」によれば、2018年の消費者物価指数について、全国平均を100とした場合、最も高い神奈川が104.2、最も安い群馬で96.9と、その差は7.3ポイントしかありません。さらに福島（100.8）、山形（100.0）、長崎（101.0）、島根（100.4）、高知（100.1）、沖縄（100.4）と、Dランクの6県が全国平均を上回っています。生活必需品を取り扱う企業を中心に全国チェーン化するもとの「地方は物価が安い」はもはや常識ではないと言う事を示しています。最低賃金が最高と最低で2割以上もの格差があることを許容することはできません。

また、中央最低賃金審議会が参考資料とする人事院の「標準生計費」（4人世帯・月額・平成30年4月）を並べ替えると、最低賃金が最も高い東京が第3位（296,040円）でDランクの岩手が第4位（276,450円）で、労働者の生計費を考慮しているとは言えません。また、前述した全労連の最低生計費試算調査で4人世帯（夫婦と高校生と中学生）の最低生計費は、北海道・札幌市で54万2569円、愛知県で55万3718円、岩手県で51万1594円（別紙比較表参照）であり、「標準生計費」は極めて低額であり、生活するうえで不十分です。高い住居費、教育費、通信費など育ち盛りの家族を支える最低賃金が必要です。これでは、これまでの目安答申で、最低賃金法9条2項の「3要素」の「労働者の生計費」が、中央最低賃金審議会でもどのように考慮されているか判断できません。「3%ありき」の政治的な目安になっているように思われます。

また、東京にあった企業が埼玉や山梨などに移転して、従業員の賃金を最低賃金水準に引き下げて入札に参加するという例も生まれています。公正取引委員会も最低賃金の地域間格差について、全労連との懇談のなかで「最低賃金の地域間格差は、公正競争の阻害要因になり得る」と懸念する意見を述べています。骨太方針にも明記された「地域間格差にも配慮」の具体化が求められます。

(2) 第2には、最低賃金額の大幅な引き上げです

全労連は、最賃1,000円以上に今すぐ引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

「骨太方針2019」には「我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる」と明記されています。最低賃金が日本の低賃金を温存する大きな一因になっています。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。日本の経済規模にふさわしい水準への引き上げは内需拡大のためにも急務です。

全国27弁護士会のほとんどで「時給1000円であったとしても、年収ではいわゆるワーキングプアと呼

ばれる水準である 200 万円をわずかに超える程度にしかない。現在の最低賃金額では、労働者とその賃金だけで自らの生活を維持していくことは容易ではなく、ましてや家族内において家計の主たる担い手となるのは困難である。労働者の生活を安定させ、労働力の質的向上を図るためにも、最低賃金の大幅な引き上げは不可欠である」(2019 年 6 月 13 日 福岡県弁護士会会長 山口 雅司)と述べているように、加重平均 1000 円では最低賃金の水準としては不十分です。

A E Q U I T A S (エキタス) という青年組織が行ったアンケートで「時給 1,500 円になったら何をしたいか」という設問に対し、4,000 人を超える回答がありました。その回答者の 3 割以上の若者が「医者(歯医者)に行きたい」という深刻な回答を寄せています。現行の時給 1,000 円程度では、「医療費の自己負担に耐えられない」という悲痛な叫びです。「生活保護との整合性」が毎年報告されますが、生活保護を切り下げながら、その整合性だけで最低賃金の水準を判断する正当性は失われています。

全労連が新宿駅前で行った「全国一律で時給 1,500 円になったら何したい?」という街頭聞き取りアンケートで、44 人の回答のうち 20 人(45%)の若者が「地元で働く動機になる」と回答しています。同じアンケートを秋田駅前で行ったところ、30 人の回答のうち 20 人(66%)が「動機になる」と回答するなど、若者を中心とした人口流出に歯止めをかける契機になりうる回答結果でした。

ちなみに 2019 年 1 月から、韓国の最低賃金は、全国一律で 8,350 ウォンに引き上げられました。円に換算(10 ウォン=1 円)すると、時給 835 円となり、日本の 33 県の最低賃金を上回ります。

中央最低賃金審議会として「3%」の上げ幅に付度するのではなく、労働基準法第 1 条が求める「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を充たす水準を具体的に示し、その実現に向けてすぐに大幅に引き上げるべきです。

(3) 第 3 に生活保護を下回る賃金の全面的な解消を図ることです

2007 年の最低賃金法改正で、第 9 条 3 項に「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」が加わりました。これにより生活保護基準との逆転状況の解消が図られるようになりました。厚生労働省は、2014 年以降の審議で、「生活保護基準との乖離は解消した」と述べていますが、その説明には①～⑤の 5 点の問題点があります(右囲みをご参照ください)。

厚生労働省の最賃と生活保護との比較方法の問題点

- ① 労働時間を長く算定(年間上限の 2,085 時間を使用)
→労働時間の実態からいっても月 150 時間(年 1,800 時間)程度で計算すべき。
- ② 税金と社会保険料控除を安く算定(沖縄の値で計算)
→各地の実態を踏まえて地方ごとに計算すべき
- ③ 勤労必要経費(勤労控除)を算入していない
→労働者の生計費だから含めて計算すべき
- ④ 生活扶助額を少なく算定(加重平均を用いている)
→県庁所在地(県内最高値)での値で計算すべき
- ⑤ 住宅扶助を少なく算定(生保受給者の実勢値で計算)
→制度の基準額を用いて計算すべき

現行で最も高い東京都で、月 155 時間就

労した場合、985 円×155 時間=152,675 円です。そこから社会保険料と所得税・住民税などで約 20%控除されると、手取り額は約 122,000 円です。

一方、東京 23 区の生活保護受給額(20~40 歳/単身者)は、生活補助基準額 79,230 円、住宅扶助額 53,700 円、冬季加算 1,075 円、期末加算 1,053 円。勤労控除は生活保護基準額を収入と仮定して 25,520 円、合計で 160,678 円になります。生活保護受給者は、社会保険料は免除、所得税・住民税は非課税であり、両方を比較すれば「152,675 円 < 160,678 円」となり、働くものの賃金が最低賃金の場合、生活保護受給者より貧困という見過ごせない問題が生じます。政府・厚生労働省は、2015 年の目安小委員会で「最低賃金と生活保護の逆転現象は解消された」としましたが、いまだ実態としては解消されていません。さらに最低賃金の引き上げ額がすべて消費に回る可能性は大きいと言われ、乖離を適正に解消するだけで、内需を拡大し、地域経済を押し上げる効果にもつながります。

そもそも社会保障は「平均」で見るのではなく、日本国憲法第13条にあるように、国民一人ひとりが個人として尊重されることが基本であり、個々人について必要な水準を確保できているかどうかで判断されるべきものです。問題のある計算式を改め、生活保護を下回る最低賃金による生活がなくなる適正な額に改善することが最低賃金法の本旨であることを踏まえた再検討を求めます。

(4) 公開の場で透明な審議をしてください

最後に、審議会の運営についてです。今年の第1回小委員会の冒頭、会長から「今年も非公開でよろしいですね」と、“非公開ありき”のような同意が求められ、明確な反対意見が出なかったことを受けて今年も小委員会の非公開が確認されました。

実際、全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、非公開の決定について再検討することを強く求めます。東京弁護士会をはじめ各地の弁護士会声明でも「審議会に非正規労働者の利益の代表者を委員に加えること、審議会の討論を公開すること」を求めています。公開の場で堂々と審議することを強く求めます。

(5) まとめとして

日本経済再興には、賃金の引き上げとりわけ最低賃金の引き上げによる労働者・国民の生活の底上げが喫緊の課題であることは、国民的な一致点であると考えます。期せずして最低賃金の審議と同時並行する参議院選挙では、ほぼ全ての政党が競い合うように、最低賃金の抜本的な引き上げ、地域間格差の是正を公約に掲げ、その重要性が主張されています。（資料参照）

これまで述べたように、企業の支払い能力が優先され、「健康で文化的な生活」を具現化するうえで必要な生計費を賄えない最低賃金では、最低賃金の意味を為さないのではないのでしょうか。労働力人口の地域偏在を生むような制度では、地方経済の再生は果たせないと考えます。

全労連には、これまでに全国一律最低賃金制度への改正を求める請願署名が全国から40万4830筆届けられています。この中央最低賃金審議会に向けては、「最低賃金が1000円、1500円に上がれば子ども3人と外食やお出かけできる」「子どもを塾に行かせることもできる」など切実な声が「寄せ書き」で届けられています。（添付資料参照）

最低賃金の大幅な引き上げ、地域間格差の是正を強く求めて、意見とします。

以 上

各地方の弁護士会の最低賃金に関する声明より抜粋

- 「最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2018年の最低賃金は、最も高い東京都で985円であるのに対し、最も低い鹿児島県は761円であり、224円もの開きがあった。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のために、最低賃金の地域間格差の縮小が急務である」(2019年4月25日 日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎)
- 「近年の最低賃金の引き上げに伴い、最低賃金の地域間格差が拡大していることも問題です。最低賃金額は、賃金水準全体にも影響を及ぼすため、地方では、賃金が高い首都圏等での就労を求めて地元を離れてしまう現象も見られ、人口減少や労働力不足が深刻化しています。過疎の防止や地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題といえます。こうした課題を踏まえて、最近では、最低賃金を全国一律にすべきであるとする議論が広がってきており、こうした議論がより一層進展することを期待したいと思います」(2019年6月10日 札幌弁護士会 会長 樋川 恒一)
- 「地域別最低賃金の地域間格差が依然として大きく、しかも年々拡大していることも見過ごせない。2018年の最低賃金は、最も低い鹿児島県で761円、最も高い東京都で985円であり、224円もの開きがあった。山口県の最低賃金は802円であり、全国加重平均874円を72円も下回っており、最も高い東京都の985円と比べると、183円もの格差があった。このような地域間格差は年々拡大している。2008年の最低賃金は、鹿児島県が627円、東京都が766円、その格差は134円しかなかったが、2018年の最低賃金は、前述のとおり格差が224円に広がっている。地方では、賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である」(2019年6月12日 山口県弁護士会 会長 野村雅之)
- 「2018年の最低賃金は、最も高い東京都で985円であり、静岡県の間額858円との差は127円であった。一方、最も低い鹿児島県は761円であり、東京都とは224円もの開きがあった。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強い。静岡県に隣接する神奈川県と比べた場合、神奈川県の時間額は983円となっており、その差は125円であった。静岡県熱海市と神奈川県湯河原町の県境を流れる千歳川を境に、大きな時給格差が生じており人材の流出・労働力不足の深刻化を招いている。それ故、地域経済の活性化のために、最低賃金の地域間格差の縮小が急務である」(2019年6月26日 静岡県弁護士会 会長 鈴木 重治)
- 「鹿児島県における最低賃金時間額761円という水準は、全国で最も低く、全国加重平均額874円と113円の開きがあり、最も高い東京都の985円とは224円もの開きがある。このように地域間格差は依然として大きい。地方においては、賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、急激な人口減少や県外への人口流出により労働供給が大きく減少している地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である」(2019年6月25日 鹿児島県弁護士会 会長 笹川 理子)